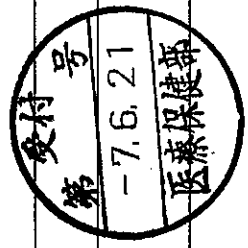


252

事業報告書									
医療法人整理番号		A66 /							
報告期間		自 令和6年4月1日 -							
		至 令和7年3月31日 /							
1 事業報告書の概要									
(1)	名称	医療法人慈心会		分類①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当するものをリストから選択すること。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)					
	分類①	社団 (出資持分あり)							
	分類②	その他 /							
	分類③	基金制度不採用 -							
(2)	事務所の所在地	都道府県		複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。					
	市区町村	三重県							
	町名・番地	北牟婁郡紀北町 /							
	建物名	上里 2 2 5 番地 8 /							
		従たる事務所の記載はこちら							
(3)	設立認可年月日	平成8年7月22日 /							
(4)	設立登記年月日	平成8年7月23日 /							
(5)	理事長の氏名	帆刈 -							
	姓	陸男 /							
	名	6		理事長を含む人数を記載すること。					
	役員及び評議員の人数	6							
	役員及び評議員	記載はこちら							
2 事業の概要									
(1-1)	本来業務 (病院、診療所)	記載はこちら		5					
(1-2)	本来業務 (介護老人保健施設、介護医療院)	記載はこちら							
(2)	附帯業務	記載はこちら							
(3)	収益業務	記載はこちら							
(4)	当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	記載はこちら							
(5)	当該会計年度内に発行した医療機関債	記載はこちら		(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないと。					
(6)	当該会計年度内に購入した医療機関債	記載はこちら							
(7)	当該会計年度内に開設 (許可を含む) した主要な施設	記載はこちら							
(8)	当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	記載はこちら		全ての指定内容について記載しても差し支えない。					
(9)	その他	記載はこちら		当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)					



事業報告書				
1-(2) 従たる事務所の所在地				
都道府県	市区町村	町名・番地	建物名	
三重県	北牟婁郡紀北町	上里 2 2 5 番地 8		

事業報告書			
1-(5) 役員及び評議員			
役職	姓	名	備考
理事	小倉	房子	
理事	小倉	博之	
理事	井上	貴之	
理事	西	範文	
監事	松山	治幸	

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の

医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は

介護医療院（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを

記載すること。（医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照）

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照）

事業報告書										
2-(1) 本来業務 (開設する病院、診療所 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)										
種類	施設の種類	指定管理	施設の医療機関コード	開設場所	許可病床数			その他		
病院	第一病院 /		2413005097 /	三重県北牟婁郡紀北町上里 2 2 5 番地 8 /	一般病床	療養病床	医療保険	介護保険	精神病床	感染症病床
					0	192	0	0	0	0

注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

事業報告書						
2-(1) 本来業務 (介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)						
種類	施設の名称	指定管理	施設の介護事業所番号	開設場所	入所定員	通所定員
介護医療院	第一病院介護医療院 /		24B3000013	三重県北牟婁郡紀北町上里2 2 5 番地 8	90	0

注) 1. 地方自治法第2 4 4 条の2 第3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
 2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
 3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

事業報告書			
2-(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務）			
種類又は事業名	委託管理	実施場所	備考

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を委託管理の欄に記載すること。

事業報告書		
2-(3) 収益業務 (社会医療法人又は医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)		
種類	実施場所	備考

事業報告書	
2-(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	
日付	議決又は同意した事項
令和6年5月28日	令和5年度決算の決定
令和6年7月10日	役員改選について
平成17年3月10日	令和7年度事業計画の決定
13/40	
注) 2-(5)、2-(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。	

2-(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債				
医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由				
医療機関債名	発行元医療法人名	購入総額	償還期間（開始日～終了日）	
注)				
1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。				
2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は償還証書の写しの添付に代えても差し支えない。				

2-(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設	
日付	開設（許可を含む）した主要な施設

2-(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	
日付	他の法律、通知等において指定された内容
注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。	

2-(9) その他	
日付	記載事項
注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)	

様式 2

法人名 医療法人 慈心会
所在地 三重県北牟婁郡紀北町上里 2 2 5 番地 8

※医療法人整理番号 A66

財 産 目 録
(令和 7 年 3 月 3 1 日現在)

1. 資 産 額	1, 196, 197 千円
2. 負 債 額	1, 019, 171 千円
3. 純 資 産 額	177, 026 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	510, 005
B 固 定 資 産	686, 192
C 資 産 合 計 (A + B)	1, 196, 197
D 負 債 合 計	1, 019, 171
E 純 資 産 (C - D)	177, 026

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。	
土 地	(☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(☒ 法人所有 ☐ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人慈心会
所在地 三重県北牟婁郡紀北町上里225番地8

※医療法人整理番号 A66

貸借対照表
令和7年3月31日 現在

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	510,005	I 流動負債	165,948
現金及び預金	17,115	支払手形	
事業未収金	194,677	買掛金	8,744
有価証券	10	短期借入金	92,631
たな卸資産	6,911	未払金	48,477
前渡金		未払費用	
前払費用		未払法人税等	205
その他の流動資産	291,292	未払消費税等	210
		前受金	
		預り金	15,681
		前受収益	
		その他引当金	
		その他の流動負債	
II 固定資産	686,192	II 固定負債	853,223
1 有形固定資産	669,919	医療機関債	
建物	435,176	長期借入金	853,223
構築物		繰延税金負債	
医療用器械備品	14,906	その他引当金	
その他の器械備品		その他の固定負債	
車両及び船舶			
土地	74,265		
建設仮勘定	118,000		
その他の有形固定資産	27,572		
		負債合計	1,019,171
		純資産の部	
2 無形固定資産	382	科目	金額
借地権		I 基金	
ソフトウェア		出資金	97,000
その他の無形固定資産	382	II 積立金	80,026
		代替基金	
3 その他の資産	15,891	繰越利益積立金	80,026
有価証券		その他積立金	
長期貸付金			
保有医療機関債			
その他長期貸付金			
役員等長期貸付金			
長期前払費用		III 評価・換算差額等	
繰延税金資産		その他有価証券評価差額金	
その他の固定資産	15,891	繰延ヘッジ損益	
		純資産合計	177,026
資産合計	1,196,197	負債・純資産合計	1,196,197

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人慈心会
所在地 三重県北牟婁郡紀北町上里225番地8

医療法人整理番号 A66

損 益 計 算 書
自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日

(単位：千円)

科目		金 額	
I	事業損益		
A	本来業務事業損益		
	1 事業収益		1,287,537
	2 事業費用		
	(1) 事業費	1,473,124	
	(2) 本部費		1,473,124
	本来業務事業損失		185,587
B	附帯業務事業損益		
	1 事業収益		
	2 事業費用		
	附帯業務事業利益		0
C	収益業務事業損益		
	1 事業収益		
	2 事業費用		
	収益業務事業利益		0
	事業損失		185,587
II	事業外収益		
	受取利息	27	
	その他の事業外収益	15,373	15,400
III	事業外費用		
	支払利息	18,952	
	その他の事業外費用		18,952
	経常損失		189,139
IV	特別利益		
	固定資産売却益		
	その他の特別利益		0
V	特別損失		
	固定資産売却損		
	その他の特別損失		0
	税引前当期純損失		189,139
	法人税・住民税及び事業税	205	
	法人税等調整額		205
	当期純損失		189,344

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式5

法人名 医療法人 慈心会
所在地 三重県北牟婁郡紀北町上里225番地8

※医療法人整理番号	A66
-----------	-----

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人慈心会

理事長 帆刈 睦男 殿

私（注1）は、医療法人慈心会の令和 6 年会計年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 7 年 6 月 17 日

医療法人慈心会

監事 松山 治幸

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第 51 条第 2 項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第 3 条に規定する重要な会計方針の記載及び第 22 条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。